

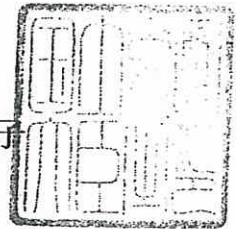


認 定 書

国住指第2197号
平成14年5月17日

社団法人石膏ボード工業会
会長 須藤永一郎 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行令第1条第五号(準不燃材料)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

QM-9822

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

化粧せっこう吸音ボード

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

認定番号	QM-9822	認定年月日：平成14年5月17日
品目名	化粧せっこう吸音ボード	申請者名：社団法人 石膏ボード工業会 東京都港区西新橋2-13-10 (吉野石膏虎ノ門ビル) TEL(03)3591-6774

1. 主たる用途 天井

2. 試験機関名 建設省建築研究所

3. 製品の形状・寸法等

(1)形状：平板

(2)表面の形状：あなあき 孔径 6mm、8mm、10mm
開孔率 5.0%以下

(3)厚さ(mm)：9.5 ±0.5

(4)大きさ(mm)：455×910、910×910

(5)比重：0.7

(6)重量(kg/m²)：6.0以上

(7)含水率(%)：3以下

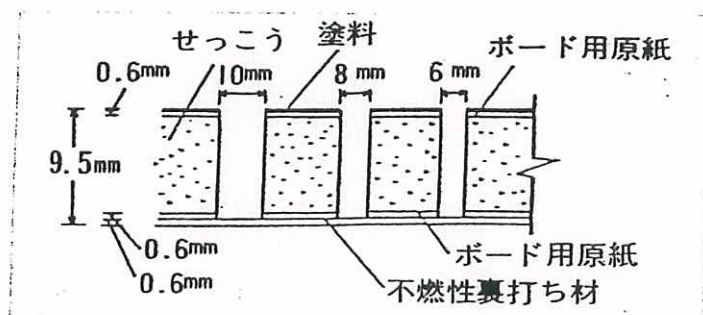
(8)その他：なし

4. 防火処理の概要

なし

5. 構成(組成)、断面図

(1)表面化粧：白色ペイント(建設省認定基材同等第0001号)



(2)接着剤：フェノール樹脂又は酢ビ 150g/m²

(3)基材：JIS A 6901 せっこうボードに該当する9.5mmのせっこうボードに貫通孔したもの。

(4)不燃性原紙：厚さ0.6mm以下

6. 付帯条件

なし

7. 注意事項

当該認定書において、「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法の規定による建設大臣の認定仕様がある場合は、平成14年6月1日以降は「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)による改正後の建築基準法の規定による当該認定仕様に係る国土交通大臣の認定仕様を用いるものとする。